

○宮代町きれいなまちづくり条例施行規則

平成18年7月31日

規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町きれいなまちづくり条例（平成18年宮代町条例第31号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(環境美化活動に対する支援)

第2条 町は、条例第1条の目的を達成するため、道路、公園、河川等の公共施設における清掃やごみのポイ捨て等の防止に関する意識啓発その他の自主的な環境美化活動を行う者に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 清掃用具等の貸し出し
- (2) 啓発用品の支給
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める支援

(きれいなまちづくり推進地域の指定)

第3条 条例第9条第1項のきれいなまちづくり推進地域（以下「推進地域」という。）は、次に掲げる地域のうちから必要に応じ、指定するものとする。

- (1) 駅前、商業集積地等不特定多数の者が集まる地域
- (2) 大きな行事等の目的のため、住民意識の高揚を図る必要のある地域
- (3) 自然環境の保全等の観点から重点的な環境美化を図る必要がある地域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要であると認める地域

2 条例第9条第3項の規定による告示には、推進地域を指定し、又は変更し、若しくは解除した年月日及び地域の範囲を記載するものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(指導)

第5条 条例第12条の規定による指導は、口頭により行うものとする。

(勧告及び命令)

第6条 条例第13条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うもの

とする。

2 条例第14条の規定による命令は、命令書（様式第3号）により行うものとする。

（過料）

第7条 条例第15条の規定による過料処分を行うときは、過料処分を受けるべき者に対し、告知・弁明書（様式第4号）により、あらかじめ告知し、かつ、弁明の機会を付与する。

2 前項に規定する弁明の機会の付与を行った後に過料処分を行うときは、過料処分を受けるべき者に対し、過料処分通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めのない事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

(表面)

写 真	職 氏名	第 年 月 日 号
上記の者は、宮代町きれいなまちづくり条例第11条に規定する立入調査を行う者であることを証明する。		
宮代町長		印

9cm

5.5
cm

(裏面)

宮代町きれいなまちづくり条例(抜粋)

(立入調査)

第11条 町長は、町民の快適な生活環境が阻害されていると認めるときは、町長が指定する職員(以下「指定職員」という。)にポイ捨て等がされている場所又は自動販売機若しくは回収容器等が設置されている場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする指定職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項に規定する立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

勸 告 書

宮代町きれいなまちづくり条例第12条の規定による指導に従わなかったので、同条例第13条の規定により、次のとおり勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、同条例第14条の規定により、当該勸告に従うべきことを命ずる場合があります。

勸 告 内 容	
勸 告 理 由	
措置を講ずる期限	年 月 日まで

<参考>宮代町きれいなまちづくり条例

(勸告)

第13条 町長は、前条第1項の規定による指導を受けた者が正当な理由がなく当該指導に従わないときは、原状回復、改善その他必要な措置を講ずるよう勸告することができる。

2 町長は、前条第2項の規定による第7条の規定に違反した者に対する指導を受けたものが正当な理由がなく当該指導に従わないときは、改善その他必要な措置を講ずるよう勸告することができる。

(命令)

第14条 町長は、前条の規定による勸告を受けた者が正当な理由がなく当該勸告に従わないときは、その者に対し当該勸告に従うべきことを命ずることができる。

様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

命 令 書

宮代町きれいなまちづくり条例第13条の規定に基づき、 年 月 日付けで必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、これに従わなかったので、同条例第14条の規定により、次の措置を講ずるよう命令します。

なお、正当な理由がなくこの命令に従わなかったときは、同条例第15条の規定により、過料処分の対象となります。

命 令 内 容	
命 令 理 由	
措 置 を 講 ず る 期 限	年 月 日まで

注) この命令に不服があるときは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申し立てをすることができます。

<参考>宮代町きれいなまちづくり条例

(命令)

第14条 町長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その者に対し当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(過料)

第15条 前条の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその命令に従わないときは、2万円以下の過料に処する。

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

告 知 ・ 弁 明 書

宮代町きれいなまちづくり条例第15条の規定により、過料処分の対象となりますので告知します。

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 宮代町
違反事実 の 内 容	あなたは、上記日時・場所において、 <input type="checkbox"/> 空き缶等の投棄の禁止に係る命令に違反する行為が認められました。 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻の収納に係る命令に違反する行為が認められました。 <input type="checkbox"/> 自動販売機における回収容器の設置及び管理に係る命令に違反する行為が認められました。 <input type="checkbox"/> 飼い犬のふんの放置の禁止に係る命令に違反する行為が認められました。
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実は、 <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。
	※誤りがある場合ご記入ください。
	住 所 氏 名 連絡先 ()

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

宮代町長 印

過 料 処 分 通 知 書

宮代町きれいなまちづくり条例第15条の規定により、次のとおり過料に処する。

違反の日時 及び場所	年 月 日 午前・午後 時 分ごろ 宮代町
違反項目	条例第4条第1項又は第2項に基づくもの <input type="checkbox"/> 空き缶等の投棄 <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻の投棄 条例第7条に基づくもの <input type="checkbox"/> 自動販売機における回収容器の未設置又は管理不全 条例第8条第1項又は第2項に基づくもの <input type="checkbox"/> 飼い犬のふんの放置
過 料	金 円

注) この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)